

[ISSJホーム](#) > [事業のご紹介](#) > [国境を越えて離れ離れになった家族の再会援助](#)

国際養子縁組事業

国境を越えて離れ離れになった家族の再会援助～無国籍の子どもの国籍取得援助～

在日難民認定申請者への相談援助事業

カンボジアのストリートチルドレンの自立援助

国境を越えて離れ離れになった家族の再会援助 ～無国籍の子どもの国籍取得援助～

(財団法人 日本財団 援助事業)



この事業は日本財団の助成を受け、2005年度から行っています。多くの外国人が日本に滞在するようになった昨今、不法滞在の父母が子どもを友人、知人に預けたまま、あるいは置き去りにして、行方不明になるケースが多くあります。この場合子ども達の多くは、出生届は未届けのまま、国籍も与えられておらず、基本的人権は保障されていません。さらに、このような状態に置かれた子ども達は、親の友人、知人の家をたらい回しにされていることもあり、子どもの健全な育成が脅かされています。

ISSJでは、実父母が残っていったわずかな手がかりをもとに、子どもの出生届けの確認や、関係する国の大使館や関係機関との連絡、必要書類の翻訳、児童調書の作成をし、そして、子どもを受け入れる家族の家庭調査を本国の機関に依頼し、受入れ能力や意志の確認をした後で、子どもを父母の本国へ出国させ、安定した家族環境の中で生活が送れるよう家族再会の援助を行っています。

また、この援助の中で年齢の高い子どもに関しては、日本で出生し、教育を受けているため母国語、文化、習慣の適応が難しいなどの問題が考えられます。そのために、ISSJでは家族の再会の援助を行うと共に、再会後の家族関係に問題がないかどうか、子どもの母国の関係機関に適応調査を依頼して、子どもの福祉を守ります。

また、母国に出生届けを提出していない子どもを保護している国内の養護施設や児童相談所などに対しても早期に就籍を行うよう啓蒙活動を行っています。

[↑ページトップ](#)